

がいこくじんそうごうどうだん ぞうだん
「外国人総合相談センター」への相談から
 あたら ざいりゅうかんりせいで
Q.32) 新しい在留管理制度について
(3) “Q & A”

选自外国人综合咨询中心的咨询问题
问题32) 新的在留管理制度
(3) 问和答

Q.1) 「在留カード」には、どんな情報が書かれるの？

A.) カードの番号、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、
 住居地（日本で住んでいるところ）、在留資格、就労制限があ
 るか無いか、在留期間とその満了日（終わりの日）、「入国許
 可」や「在留期間更新」など許可の種類とその許可年月日、
 交付年月日、有効期間が終わる日、顔写真（16歳以上の
 場合）が印刷されます。また、高いセキュリティ機能を持つ
 ICチップが付けられ、これらの情報が記録されます。

Q.2) 「在留カード」と「外国人登録証明書」の違いは何？

A.) ◆在留カードは、中長期間（90日を超過）日本に住む
 ことが許可された外国人にだけ交付され、不法滞在者には交付さ
 れません。◆在留カードを見れば、その外国人が働くことがで
 きる在留資格を持っているかどうか簡単にわかるようになります。
 ◆外国人登録証明書には、登録事項のほとんどが書かれて
 いますが、在留カードには、個人情報保護の意味もあって、必
 要最小限の情報しか書かれられません。◆外国人登録証明書は、
 印鑑証明や民事上の契約、会社設立のための不動産登記、銀行
 口座開設などのために必要な場合、90日以内の短期滞在であ
 っても交付されましたが、新しい在留管理制度では、短期滞在者
 に在留カードが交付されることはありません。

Q.3) 「在留カード」はどこでもらえるの？

A.) ●新規入国者（新しく日本に入国した人）の場合：
 ◆成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港から入国し、中
 長期在留者になった外国人には、その場で在留カードが交付
 されます。◆他の出入国港では、旅券に「在留カード後
 日交付」という印が押され、市町村に届け出た住所あ
 るに、在留カードが、後日、簡易書留で郵送されます。
 (*住所の届出をしてから2週間たっても届かない場合は、問い
 合わせて確認してください。法務省入国管理局：03-3580-4111)
 ●在在外国人の場合：地方入国管理官署（埼玉県在住者
 は、原則として「さいたま出張所」）で交付されます。

Q.4) 様々な届出は、どこで行うの？

A.) ●居住地（住所）の届出：新規の場合も変更の場合も、住
 んでいるところの市町村で行います（在留カード及び届出書
 を提出）。地方入国管理官署に届ける必要はありません。
 ●居住地以外の記載事項（書かれている内容）の変更届出：
 地方入国管理官署で行います。旅券と在留カード
 を提示し、届出書、写真1枚（16歳以上の
 人）、必要な場合は変更したことを示す資料を
 提出してください。



问题1) “在留卡”上记载哪些个人情报？

回答) 记有卡号、姓名、出生年月日、性别、国
 籍・地区、居住地(在日本的住址)、在留资格、有
 无劳动就业限制、在留期限和满期日(有效期截止
 日)、“入国许可”和“在留期间更新”等许可的种
 类与得到许可的日期、发行日期及有效期截止日、
 照片(16岁以上的人)。另外卡上还有装有高性能安
 全防伪IC晶片，IC晶片中也储藏有上面的情报。

问题2) “在留卡”与“外国人登录证明书”有什么
 不同？

回答) ◆在留卡只发给在日本有中长期(超过90
 天)在留资格的外国人，不发给非法在留者。◆从
 在留卡上可以简单地判别此人是否持有可以劳动就
 业的在留资格。◆外国人登录证明书上记载了登记
 内容的几乎所有事项，而在留卡出于保护个人情报
 的角度只记载了最小范围的信息。◆当出现需要在
 日本办理印章证明、签民事合同、开公司时的房产
 登记、或在银行开设帐户等事由时，即使是90天以
 内的短期在留资格也可以申请办理外国人登录证明
 书，可是新的在留管理制度对短期在留者不发在留
 卡。

问题3) 在哪里领取“在留卡”？

回答) ●新办签证入境者(新办签证来日
 本的人): ◆从成田机场、羽田机场、中
 部机场、关西机场入境并持中长期在留
 资格的外国人，在机场当场领取在留卡。◆从其他
 机场与港口入境的外国人，护照上会被盖上“改日
 发放在留卡”的印，再在市町村办理好住址登记
 后，入管局会用简易挂号信把在留卡邮送到您登
 记的住址。
 (*若住址登记后过了2周还收不到在留卡，请打电话到法
 务省入管局确认:03-3580-4111)
 ●已在国内居住的外国人: 在入国管理处领取(埼玉
 县的外国人原则上在“さいたま出張所”办理)。



问题4) 除此以外的各种手续要到哪里去办？

回答) ●居住地的申报: 不论是新来日本者还是要
 变更居住地都在市町村的柜台办理(出示在留卡与申报
 书)。无需向入国管理局申报。
 ●除住址以外，要申请变更在留卡记载内容时: 需要
 到地方入管局去办理变更申请手续。办理
 变更时提示护照及在留卡、申报书、照片
 1张(16岁以上的人)、在必要时还需要提
 交变更内容的证明资料。

